

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

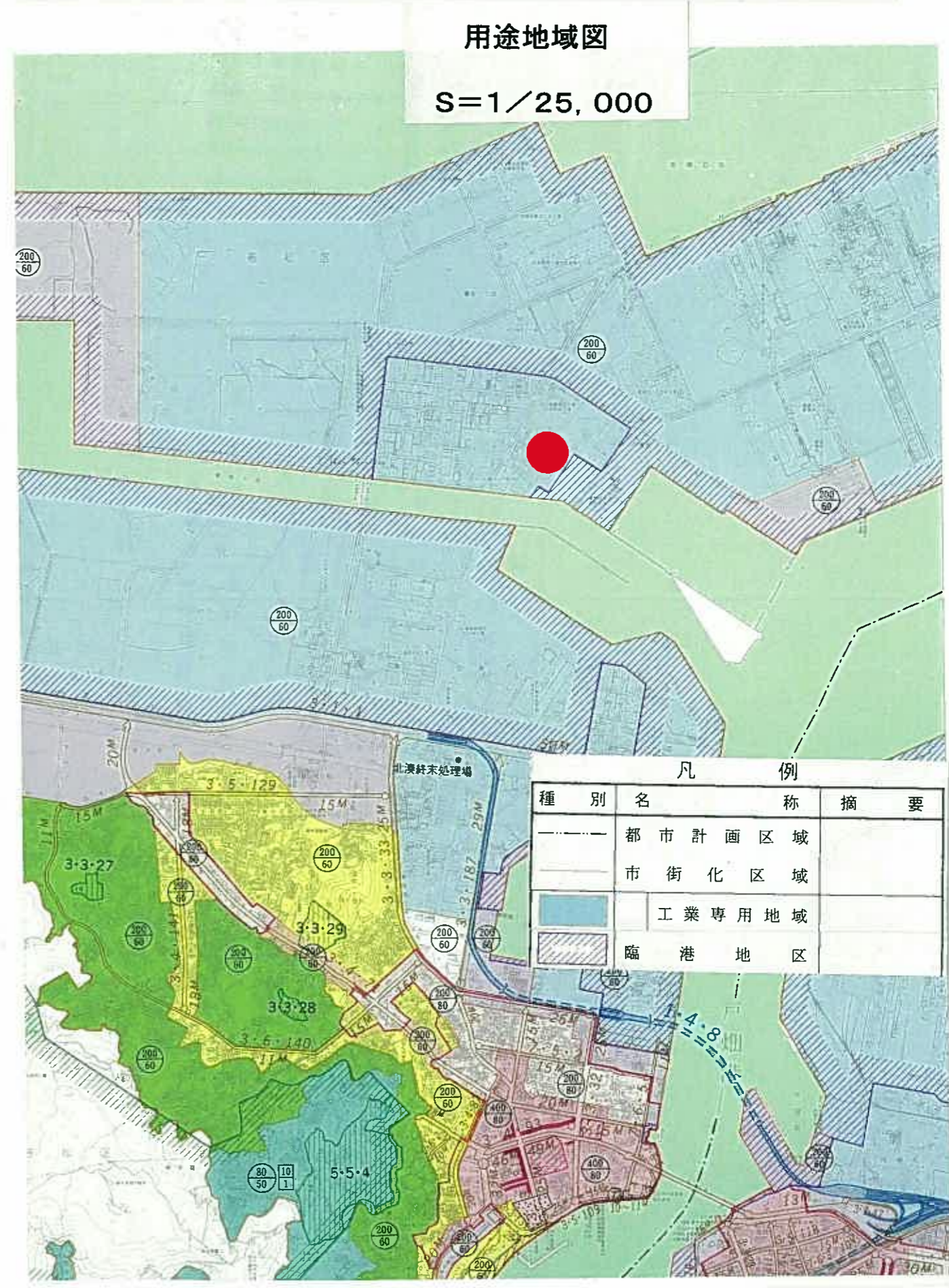
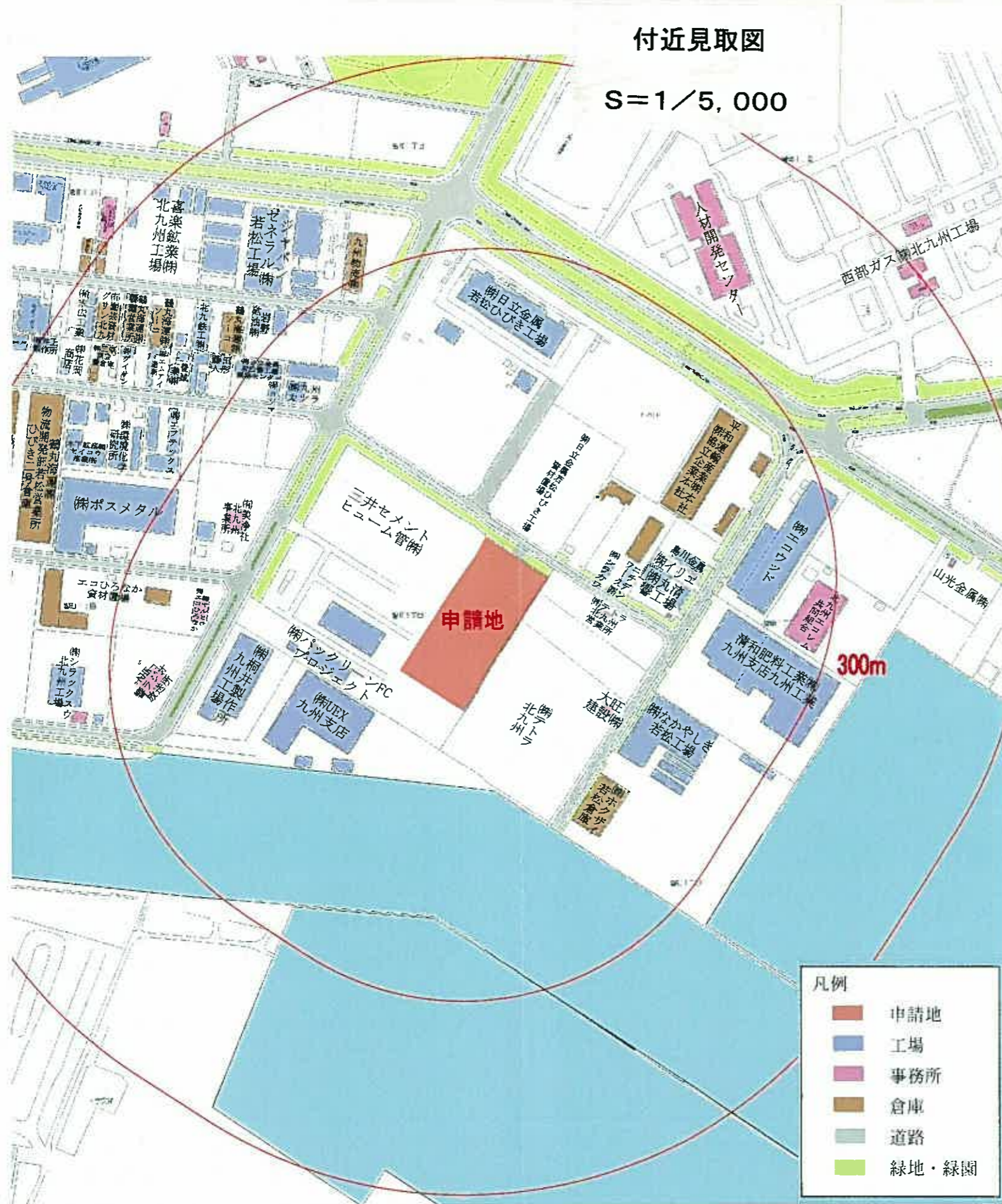
申請者	敷地の位置	面積	備考
山光金属株式会社 代表取締役 山辺 葉月	北九州市若松区 響町1丁目13番4	敷地面積 13,223.15 m ² 建築面積 3,227.60 m ² (申請部分 3,227.60 m ²) 延床面積 3,435.10 m ² (申請部分 3,435.10 m ²)	○ 処理施設：産業廃棄物処理施設 (今回許可対象施設) ○ 施設の種類及び処理能力：(16時間) 廃プラスチック類の破砕施設：63.18 t/日

申請地は資料2の位置図に示すとおり。

(理由) 申請者は当該地において廃家電類や解体自動車を持ち込み、破砕施設にて破砕・選別処理を行う。

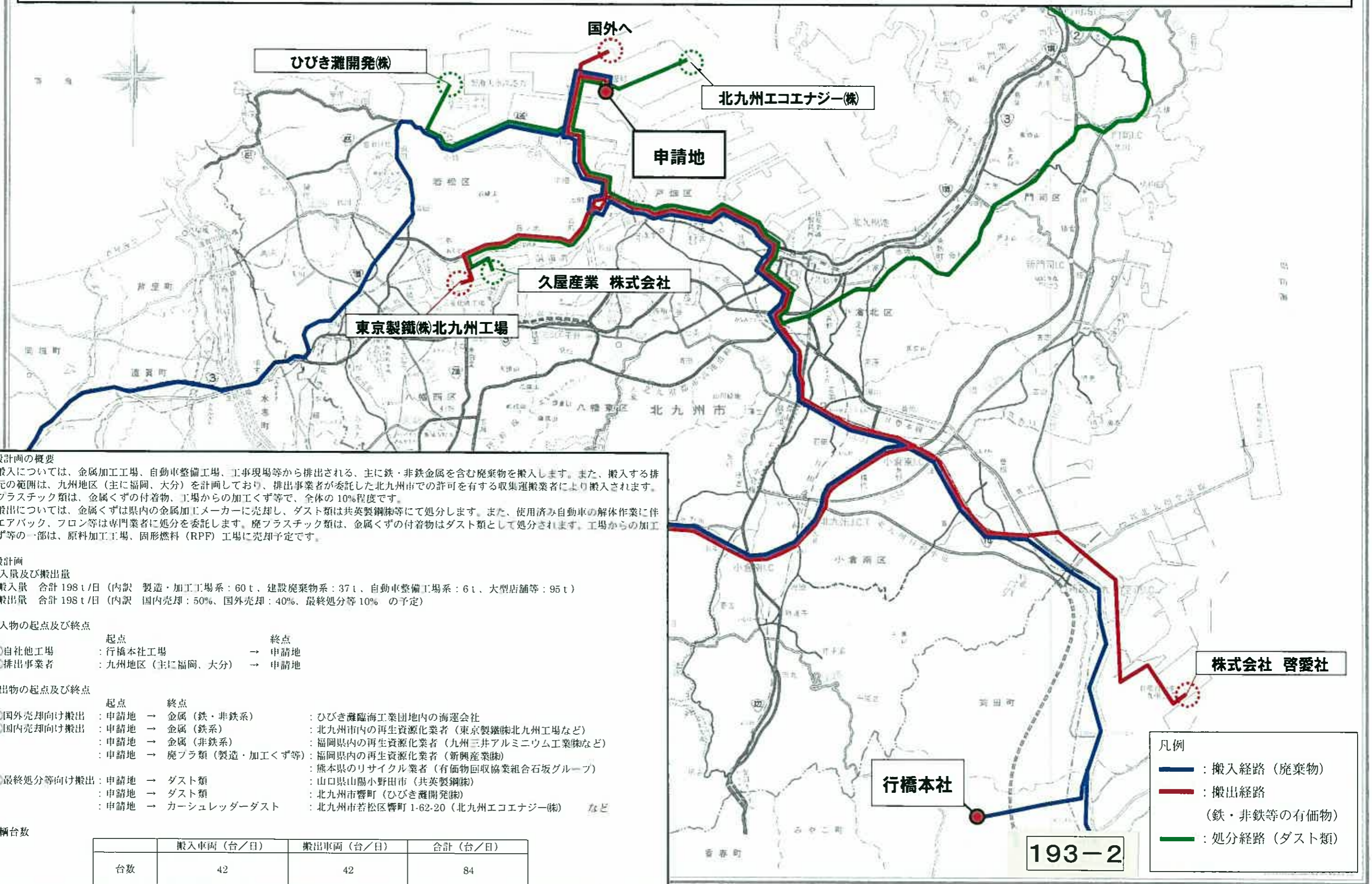
今回使用する破砕機は、建築基準法で定める位置の制限を受ける産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条ただし書き許可を行うもの。

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について



建築基準法第 51 条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

運搬計画(搬出入経路)図 S=1/115,000



1. 運搬計画の概要

搬入については、金属加工工場、自動車整備工場、工事現場等から排出される、主に鉄・非鉄金属を含む廃棄物を搬入します。また、搬入する排出元の範囲は、九州地区（主に福岡、大分）を計画しており、排出事業者が委託した北九州市での許可を有する収集運搬業者により搬入されます。廃プラスチック類は、金属くずの付着物、工場からの加工くず等で、全体の10%程度です。

搬出については、金属くずは県内の金属加工メーカーに売却し、ダスト類は共英製鋼等にて処分します。また、使用済み自動車の解体作業に伴うエアバック、フロン等は専門業者に処分を委託します。廃プラスチック類は、金属くずの付着物はダスト類として処分されます。工場からの加工くず等の一部は、原料加工工場、固形燃料（RPF）工場に売却予定です。

2. 運搬計画

(1) 搬入量及び搬出量

搬入量 合計 198 t/日（内訳 製造・加工工場系：60 t、建設廃棄物系：37 t、自動車整備工場系：6 t、大型店舗等：95 t）
搬出量 合計 198 t/日（内訳 国内売却：50%、国外売却：40%、最終処分等 10% の予定）

(2) 搬入物の起点及び終点

	起点	終点
① 自社他工場	：行橋本社工場	→ 申請地
② 排出事業者	：九州地区（主に福岡、大分）	→ 申請地

(3) 搬出物の起点及び終点

	起点	終点
① 国外売却向け搬出	：申請地	→ 金属（鉄・非鉄系） ：ひびき灘臨海工業団地内の海運会社
② 国内売却向け搬出	：申請地	→ 金属（鉄系） ：北九州市内の再生資源化業者（東京製鐵北九州工場など）
	：申請地	→ 金属（非鉄系） ：福岡県内の再生資源化業者（九州三井アルミニウム工業株など）
	：申請地	→ 廃プラ類（製造・加工くず等） ：福岡県内の再生資源化業者（新興産業株）
		：熊本県のリサイクル業者（有価物回収協業組合石坂グループ）
③ 最終処分等向け搬出	：申請地	→ ダスト類 ：山口県山陽小野田市（共英製鋼株）
	：申請地	→ ダスト類 ：北九州市響町（ひびき灘開発株）
	：申請地	→ カーシュレッダーダスト ：北九州市若松区響町 1-62-20（北九州エコエナジー株） など

(4) 車輛台数

	搬入車両（台/日）	搬出車両（台/日）	合計（台/日）
台数	42	42	84

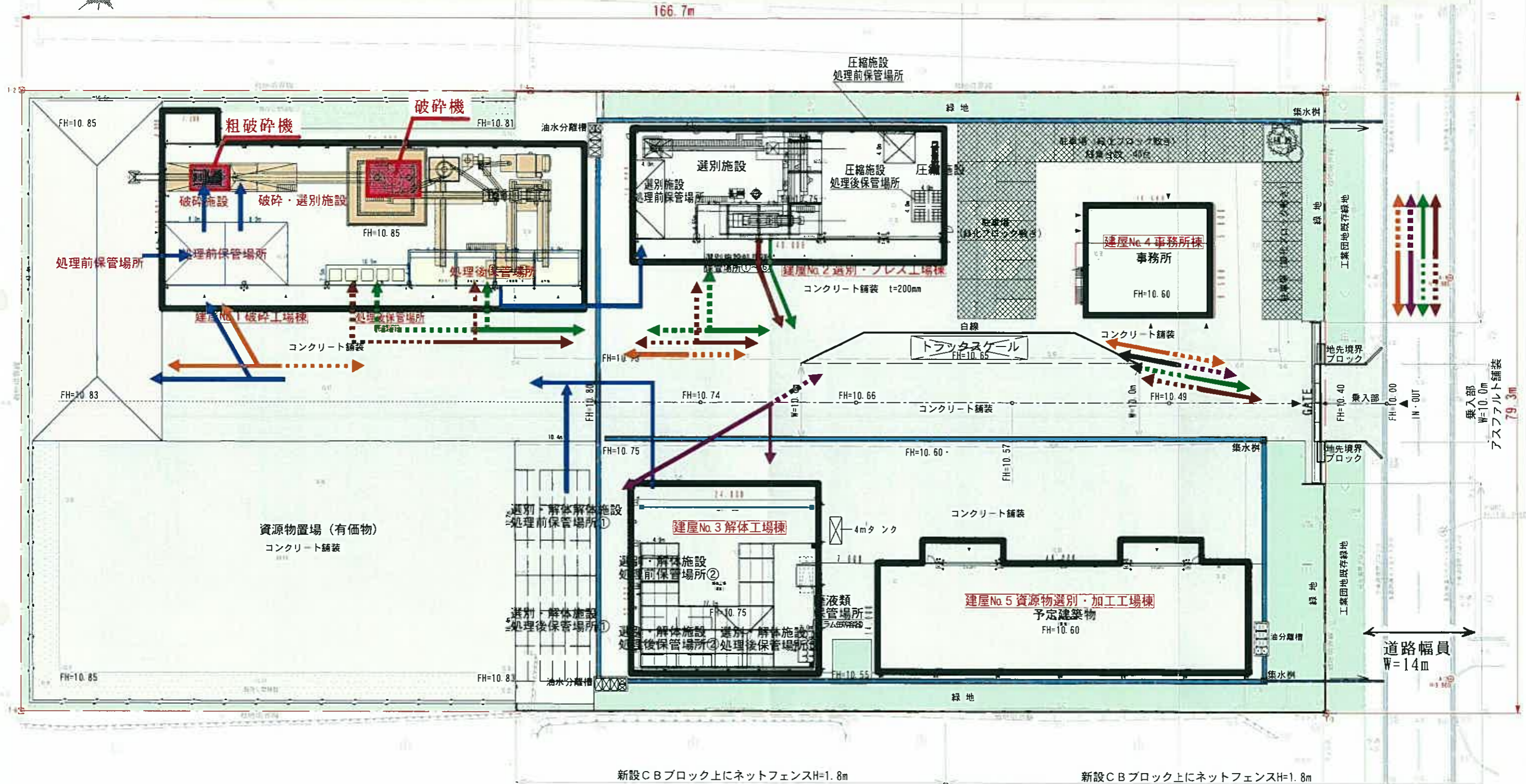
凡例

- : 搬入経路（廃棄物）
- : 搬出経路
（鉄・非鉄等の有価物）
- : 処分経路（ダスト類）

193-2

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

配置図 S=1/500



新設CBブロック上にネットフェンスH=1.8m

新設CBブロック上にネットフェンスH=1.8m

凡例

	緑地
	雨水排水溝
	コンクリート舗装
	許可対象施設

凡例

	搬入(積載車)	廃棄物
	搬入(空車)	
	搬入(積載車)	使用済み自動車
	搬入(空車)	
	場内移動	廃棄物・解体自動車
	搬出(積載車)	有価物
	搬出(空車)	
	搬出(積載車)	ダスト類
	搬出(空車)	

(破碎、破碎・選別施設)

図名	配置計画図
所在	福岡県北九州市若松区 地内

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

処理フロー図

